

第1回 横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス 指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和7年12月8日（月） 午後3時00分から4時30分まで
開 催 場 所	金沢区役所3階1号会議室
出席者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 叶谷 由佳（横浜市立大学医学部看護学科老年看護学 教授） 委員 池田 貴世香（東京地方税理士会横浜南支部 税理士） 小沼 春日（関東学院大学社会学部現代社会学科 教授） 長谷川 淳一（金沢東部地区連合町内会 会長） 宮野 明雄（金沢東部地区社会福祉協議会 会長） 山岸 満里子（障害児者いきいきネット 代表） 山田 佳一（西柴団地自治会 会長）</p> <p>【事務局】</p> <p>金沢区福祉保健センター担当部長 渡邊 誠 金沢区福祉保健課長 菅野 美穂 金沢区地域振興課長 中盛 敦司 金沢区福祉保健課事業企画担当係長 橋之口 大地 金沢区地域振興課区民活動支援担当係長 武部 綾香 金沢区福祉保健課事業企画担当 石川 祐資 金沢区地域振興課区民活動支援担当 吉水 茉莉杏</p>
欠 席 者	あり（魚谷 晶子 委員（金沢区主任児童委員連絡会 代表）、小林 宏司 高齢・障害支援課長、牧野 みづ江 高齢者支援担当係長、大屋 祐子 地域包括ケア推進担当係長、藤見 梢 介護保険担当係長）
開 催 形 態	一部非公開（選定スケジュール、公募要項等の内容、指定候補者の選定方法について非公開）（傍聴者0人）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び職務代理人選出 2 会議の公開・非公開 3 選定スケジュール 4 公募要項等の内容 5 指定候補者の選定方法 6 その他
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に叶谷委員を選出、委員長職務代理人に宮野委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 第1回：選定スケジュール、公募要項等の内容及び指定管理者の候補者（指定候補者）の選定方法。 第2回：応募団体の面接審査（当該施設の他の応募団体を除き公開）、指定管理者

	<p>の候補者（以下「指定候補者」という。）及び次点候補者の選定、講評</p> <p>3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。</p> <p>4 公募要項等について、事務局案のとおり決定。</p> <p>5 指定候補者の選定方法について、事務局案のとおり決定。</p>
<p>議 事</p>	<p><u>1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容、地域ケアプラザ、コミュニティハウスの概要について</u></p> <p>事務局から指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項、議事録の公表、地域ケアプラザ及びコミュニティハウスの概要について説明。</p> <p><u>2 委員長選出及び委員長職務代理者選任について</u></p> <p>（事務局）</p> <p>横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者選定委員会運営要綱第6条第1項に基づき、委員長に叶谷委員を選出。</p> <p>同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に宮野委員を指名。</p> <p><u>3 委員会の公開・非公開について</u></p> <p>（事務局）</p> <p>公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について条例等と共に説明。</p> <p>【第1回選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者選定スケジュールについて ・公募要項等について ・評価基準及び審査方法について <p>【第2回選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募団体の面接審査 ・指定候補者及び次点候補者の選定、講評 <p>※なお、応募団体の面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）は、当該施設の他の応募団体を除き公開。</p> <p>（委員）</p> <p>今回の公募に係る情報は非公開・公開と定めたが、次回選定時には、同様に非公開・公開するということでよろしいか。</p> <p>（事務局）</p> <p>委員会資料、議事録等の公募に係る情報は、本市HPにて公開する。</p> <p>次回選定時には、委員会を開催し、改めて公開・非公開を定めることになる。</p> <p>（委員）</p> <p>承知した。</p> <p>（委員長）</p> <p>この他、特に質問がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。</p>

(委員)
異議なし。

4 指定管理者選定スケジュールについて

(事務局)

資料のとおり事務局案を説明。なお、応募がなければ再公募を行うことを説明。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のスケジュールに基づいて、公募及び選定を行うということでよろしいか。

(委員)

異議なし。

5 公募要項等について

(事務局)

公募要項その他関係書類案の記載内容について説明。

(委員)

自主事業（指定管理事業以外）A型とB型について補足説明がほしい。

(事務局)

自主事業は、公募要項に定めている指定管理業務以外に指定管理者の提案により実施可能な事業であり、A型は施設の設置目的に沿う形で展開する事業、B型は設置目的の範囲外、例えば、施設の魅力向上に取り組む事業が挙げられる。当事業は、指定管理業務を妨げない範囲で実施することが前提となる。

(委員)

承知した。

(委員)

応募団体のプレゼンテーションは、何分程度を想定しているか。

(事務局)

応募団体数にもよるが、1団体当たりプレゼンテーション20分、質疑応答20分の合計40分を予定している。

(委員)

承知した。公募要項に「財務状況の評価が著しく悪い場合、選定から除外する場合があります。」という但し書きがあるが、財務状況の配点を高くせず、但し書きとした経緯を教えてほしい。

(事務局)

財務状況は、指定期間である5年間を安定的に運営できるか否かを判断する指標となる。審査にあたり、財務状況を外部の評価機関に委託して評価する。この結果を踏まえ、著しく評価が悪いとなれば、指定期間を運営する体力がないとい

う判断になるため、但し書きとした。

(委員)

承知した。

(委員長)

公募要項及び応募関係書類案を事務局案のとおりの内容で公募を行うということで、よろしいか。

(委員)

異議なし。

6 指定候補者の選定方法について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明。

○評価基準

- ・公募要項 23 頁に記載のとおり。

○評価方法

- ・応募団体から提出された応募書類及び面接審査等を受けて、評価項目 1 ～ 6 の評価は 5 段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目 7 は 4 段階で採点を行い、係数を乗じて項目の評点を算出する。
- ・評価項目 8 (1) は「0 点」又は「6 点」の 2 段階評価とし、(2) はアからウまでそれぞれ「0 点」又は「3 点」の 2 段階評価とする。
- ・評価項目 9 (1) は -7 ～ 15 点の任意の点数で採点を行い、(2) は「-7 点」又は「15 点」の 2 段階評価とする。
- ・財務状況の評価は、選定委員のうち財務に関する有識者が、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有する。財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

○採点方法

- ・審議時、一度仮採点した後に、各委員の仮採点及びその理由等の相互確認による協議を行い、その結果を踏まえて本採点する。
- ・応募書類について、応募書類の受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時に資料を配付することやパワーポイント等で説明をすることについては認めるが、事前に申し出を必要とする。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、1 団体 40 分程度とし、応募団体数に応じて変更する。

○最低制限基準の設定

- ・応募団体が1団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。なお、第2回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目7～9を除く評価基準項目の合計点(満点370点※委員一人当たりの点数)に、第2回選定委員会出席委員数から2人除いた委員数を乗じて算出した点数の60%とする。
- ・なお最低制限基準を満たしているかどうかは、第2回選定委員会出席委員のうち、評価項目7～9を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目7～9を除いた採点を合計した点数で比較することとする。
- ・また、最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の配点のみを最低制限基準から除くこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目7～9を除く評価基準項目の合計点(満点370点※委員一人当たりの点数)に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

○得点について

【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、第2回選定委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。
- ・なお最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の採点のみを合計点から除くこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計した点数とする。

○指定候補者等の決定

選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。

	<p>同点 1 位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、次の順で指定候補者を選定する。</p> <p>①委員長を含む出席委員による投票 ②委員長を除く出席委員による投票</p> <p>(委員) 評価の点数について、プレゼンテーションの内容はどのように反映するのか。 (事務局) 事前に応募書類、審査票を委員宛てに送付する。出席委員は、書類審査のもと事前に採点を行い、プレゼンテーション後に審査票を書き換えていただく。その後、事務局が集計を行う。</p> <p>(委員) 承知した。 (事務局) 応募説明会では、評価項目を説明する。応募団体は審査票に沿ってプレゼンテーションを行うよう指示する。</p> <p>(委員長) 評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということでおよしいか。 (委員) 異議なし。</p>
資料 ・ 特記事項	<p>7 その他</p> <p>(事務局) 次回、第 2 回選定委員会は令和 8 年 3 月 24 日 (火) 13 時 30 分からとする。詳細については後日連絡する。</p> <p>1 資料</p> <p>【資料 1】</p> <p>(1) 横浜市西柴地域ケアプラザ 及び 横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者選定委員会名簿 (2) 横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者選定委員会運営要綱 (3) 横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウスの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 (4) 応募団体との利害関係に関する確認書 (5) 地域ケアプラザ及びコミュニティハウス指定管理者の公募及び選定について (6) 地域ケアプラザの概要 (7) コミュニティハウスの概要</p> <p>【資料 2】会議の公開・非公開の対応 (案)</p>

【資料3】選定スケジュール（案）

【資料4】横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者公募要項（案）

【資料5】横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者応募関係書類（案）

【資料6】

(1) 横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者選定委員会の評価基準及び審査方法について（案）

(2) 「前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法について（案）

(3) 横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者選定評価基準項目（案）